



マンション**管理組合**のための
 マンション**管理士**による
 マンション**管理会社**

はじめまして、日マン管です。

マンション管理士は、管理組合の顧問としての立場などから、マンション管理会社とサービスの向上や価格の低減などを求めて厳しい交渉を行うことが多く、ややもすれば管理会社と相対立するものとして捉えられがちです。

しかし、管理会社はマンション管理において非常に広範囲かつ重要な役割を担っており、その提供するサービスの良否がマンションの価値を大きく左右するといっても過言ではありません。

したがって、諸外国のようにマンションマネージャーという職務が確立されていない日本においては、マンション管理の質を上げようとするれば、良い管理会社に業務を委託することが、もっとも早道であるということになります。

そこで、わたしたちは現状におけるマンション管理のアドバイザーという受動的な立場から一步踏み出して、マンション管理士自らによる管理会社を設立し、その持てる知識やノウハウを注ぎ込んで良質なサービスを提供し、管理組合をサポートすることにしました。

マンション管理に関する悩みをお持ちの管理組合のみなさま、いちどぜひ日マン管にご相談ください。

商号	日本マンション管理株式会社【略称：日マン管】
代表者	代表取締役社長 新目 孝三（マンション管理士）
所在地	〒273-0005 千葉県船橋市本町2丁目3番5号 ベニヤビル2階
設立	2006（平成18）年5月2日
資本金	700万円
登録	マンション管理業 国土交通大臣（1）第032929号
取引銀行	みずほ銀行船橋支店

日本マンション管理株式会社のご案内

こんなマンション管理のご相談は日マン管へ・・・

- 組合運営がうまくいかない、役員のなり手がいない
- 自主管理の維持が難しくなった（外部に委託したい）
- 今の管理会社のサービスに不満、委託先を変更したい
- 大規模修繕を安心してまかせたい
- マンション管理士のコンサルティングをうけたい
- その他、マンション管理に関する悩みや改善策

マスコミも注目する新しいタイプの マンション管理会社が生まれました！

- マンション管理 プロ結集——有資格者、千葉に新会社
（日本経済新聞）
- 千葉県内のマンション管理士が管理会社設立
——コンサル業務を主力事業に
（建通新聞）
- 日マン管 管理事業を本格始動——マン管士11人が共同出資
（週刊住宅）
- マンション管理士 管理会社を自ら設立 組合の現状を重視
——日本マンション管理（株）11人全員が資格者
（住宅新報）
- マンション管理士“有志” 日本マンション管理（株）設立
——立場上問われる透明性、情報収集法
（マンションタイムズ）
- マンション管理士11人が管理会社設立 日本マンション管理 営業活動を本格開始
（マンション管理新聞）
- マンション管理徒然編集記：マンション管理士が見つけた管理会社を訪ねてみました
（日経BP社「マンション管理新時代」）



■お問い合わせ先：
 〒273-0005 千葉県船橋市本町2丁目3番5号 ベニヤビル2階
 TEL 047-436-1661 / FAX 047-410-0228
 Email info@nichimankan.com
 ホームページ www.nichimankan.com

あなたのマンションの“快適すまい”をプロデュースします！

マンション管理組合のための

マンションのコンサルティングからはじめます！

日マン管のサービスは、まずマンションの現状を正確に把握し、解決策を提案するコンサルティングからはじめます。たとえば、現在の管理費が適正かどうかのチェックなど、マンションの特性やステージに合った柔軟な仕組みを、マンション管理士の立場から管理組合の視点を忘れずにご提案します。

マンション管理士による

マンション管理士が“プロデューサー”になります！

日マン管では、地域に密着して活動するマンション管理士を“プロデューサー”として派遣し、管理組合との交渉窓口とします。マンション管理のプロフェッショナルが、さまざまな場面で管理組合役員の負担を軽減し、自主管理から管理者(理事長)派遣まであらゆるニーズにお応えします。

マンション管理会社

高品質で透明性の高いサービスをご提供します！

日マン管は、さまざまな有資格者をふくむ専門家により高度な業務をご提供できる、いわばマンションの“総合病院”です。また、委託業務方式を原則とし透明性の高い管理サービスをご提供することにより、毎日の暮らしを安心して送ることができる、快適な生活空間をさりげなく演出します。

日マン管は、管理業務受託とコンサルティングを業務の二本柱としますが、このほかにも大規模修繕における技術支援や工事施工、空室が出た場合の不動産取引や斡旋など、マンション管理組合をサポートする業務をトータルにご提供します。

また、日マン管には、マンション管理士から一級建築士、弁護士まで、あらゆる分野をカバーする有資格者が参加しています。専門家集団によるスタッフが、あすのマンション管理を設計するコンサルタントとしてお役に立ちます。

<有資格者一覧>

- マンション管理士
- 一級建築士
- コンクリート診断士
- 一級建築施工管理技士
- 管理業務主任者
- 宅地建物取引主任者
- マンション維持修繕技術者
- 弁護士
- 司法書士
- 行政書士
- 社会保険労務士

日マン管は、高い見識と倫理性が要求されるマンション管理士の有志によって設立された管理会社です。11人の役員すべてがマンション管理士であり、“プロデューサー”として交渉にあたる業務担当者も趣旨に賛同して参画したマンション管理士です。

- マンション管理業務
- コンサルティング業務
- 技術支援業務
- 工事施工業務
- 不動産取引業務

(業務内容は今後の予定を含みます。)

マンション管理士とは？

マンション管理士は、「マンション管理適正化法」(2000年制定・2001年施行)により創設された国家資格制度で、マンションに関する法律・技術上の専門的知識をもって、管理組合や区分所有者からの相談に対して助言・指導などを行うことができます。マンション管理士には罰則を伴う厳しい義務規定があり、マンション管理に関する高い見識と倫理性をもつことが裏付けられた、信頼できるアドバイザーの証ともいえます。

日マン管からのご提案、たとえば・・・

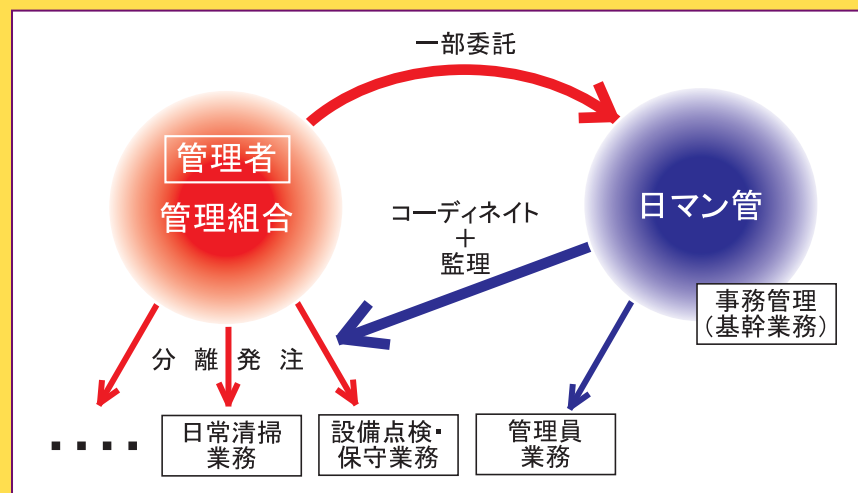
その1

マンション管理の基幹業務と管理員業務は管理会社(日マン管)に委託し、日常清掃や設備点検・保守などそれ以外の業務は管理組合が分離発注する方式です。

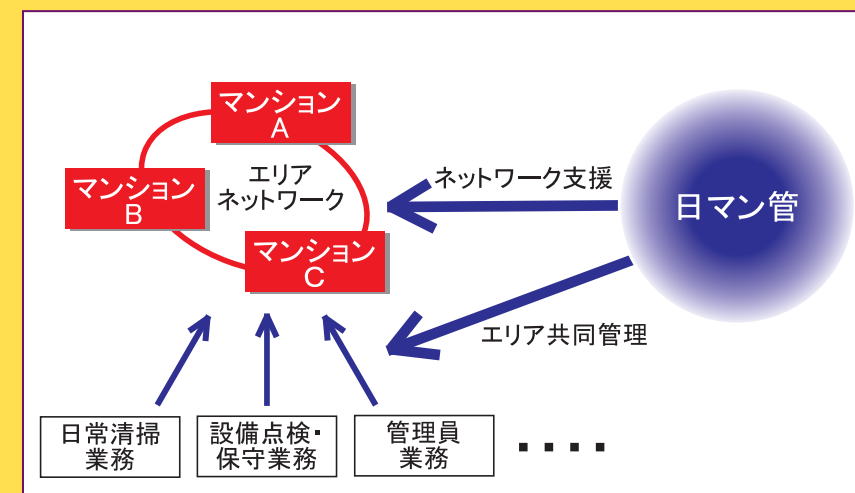
日マン管は、分離発注の業者選定と契約にあたってのコーディネートと、その後の業務についての監理を責任をもって行います。

透明性の高い管理業務の委託方式により、いわゆる“丸投げ”を防ぎ、納得のいくサービスをご提供します。

日マン管基本委託方式



エリア共同管理方式



その2

近接するエリアに複数のマンションがある場合、管理組合同士がネットワークを構成して情報交換することは非常に有効です。

日マン管は、こうしたエリアネットワークの構築を支援し、委託業務を効率よく共有することで、コストダウンとサービス内容の均質化を図ります。

また、可能な範囲で大規模修繕工事の共同実施や施設の共同利用なども行います。